『石綿取扱い作業従事者特別教育』開催のご案内

建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会 熊 本 県 支 部
熊本市中央区九品寺４丁目６－４　℡(096)371-3700
ホームページ： https://www.kensaibou-kumamoto.jp/

石綿が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事の作業従事者に対して、肺がんなどの重度な健康障害を引き起こす危険性があり、作業には、**石綿に関する特別教育修了者を就かせることが事業者に法律で義務付けられています。**

また、平成21年４月に石綿障害予防規則が改正され、教育時間が30分追加となりました。今回、下記により特別教育講習を行いますので、石綿取扱い作業を行う事業場は、作業員をぜひ受講させてください。

1. 受講対象者

石綿が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業に従事する者

2. 開催予定（半日）

令和６年７月、１１月実施予定（日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください）

（学科）　12:30　～　17:00

3. 教育内容

① 石綿の有害性
② 石綿等の使用状況
③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
④ 保護具の使用方法
⑤ その他石綿等の暴露防止に関し必要な事項

4. 受講料及びテキスト代（消費税込み）

【会　員】受講料：**6,600円**（内10%消費税600円）（会員のテキスト代は無料です）
【非会員】受講料：6,600円　テキスト代：880円　**合計：7,480円**（内10%消費税680円）

5. 助成金について

受講者が建設業の社員（労働者）であって、雇用保険に加入している事業場については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後２か月以内に提出する必要があります（申請先：管轄労働局）。